

**【2月10日(金)まで】電力・ガス・食料品等
価格高騰緊急支援給付金 申請期限**



電力・ガス・食料品などの価格高騰が家計へ大きく影響する低所得世帯に、75,000円を支給しています。

■令和4年度住民税非課税世帯

対象と思われる方へ昨年の11月中旬から確認書、または申請書を送付しています。

《対象世帯》 ※下記の全てに該当する世帯

- 令和4年9月30日時点で本市の住民基本台帳に記載されている世帯
- 世帯構成員全員が令和4年度分の住民税非課税の世帯(住民税が課税されている方の扶養者のみで構成されている世帯は対象外)

《申請期限》

2月10日(金) ※当日消印有効

■令和4年1月以降の家計急変世帯

令和4年度の住民税課税世帯で、令和4年1月以降に非課税世帯並みに予期せず収入が減少した世帯も申請できます。対象と思われる方は、「本人確認書類」「世帯全員の令和4年の収入額が確認できる書類」を用意し、下記の窓口にお問い合わせください。

《対象世帯》

- 令和4年1月から12月までに、予期せず収入が減少し、世帯員全員が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯

《申請期限》

2月10日(金) ※当日消印有効

☎総務課 価格高騰緊急支援給付金担当
☎47-1125 ☎42-4376

**【マイナポイント第2弾】
マイナンバーカード交付申請期限再延長**



マイナポイント第2弾のポイント付与対象となるマイナンバーカードの交付申請期限が、2月末までに再延長されました(マイナポイントの申込期限も延長予定)。

期限までにマイナンバーカードを申請し、カード受け取り後にマイナポイントを申し込むと、最大2万円分のキャッシュレス決済サービスのポイントを受け取ることができます。

※既にカードを持っている方も対象です。

※第1弾で5,000円分のポイント取得されている方は、残りの15,000円分が取得できます。

■マイナポイントに関する問い合わせ

- マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

■申請をサポートします

マイナンバーカードの交付申請やマイナポイントの申し込みをサポートしています。

《サポート窓口》

- 総合窓口課 窓口係
- 各支所窓口係
(平日/9:00~11:30、13:00~16:30)
- 安芸高田市マイナンバーカード申請相談窓口専用ダイヤル ☎080-1643-7295

☎総合窓口課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2230

**マイナンバーカード電子証明書
更新手続きが必要です**



マイナンバーカードの電子証明書は、有効期限が過ぎると、e-Taxの電子申請や各種コンビニ交付サービス、健康保険証などの利用ができなくなります。電子証明書が必要な方は、忘れずに更新手続きをしてください。

■電子証明書有効期限

マイナンバーカード発行から「5回目の誕生日」

《更新手続》

有効期限満了日の3か月前の翌日から更新手続きができます。対象の方へ「地方公共団体情報システム機構」から「有効期限通知書」が送付されます。

※通知書を受け取る前に転出入や転居をしている場合、通知書が届かないことがあります。

《更新窓口》

- 総合窓口課 窓口係
- 各支所窓口係

《更新時必要書類等》

- マイナンバーカード
 - カード受取時に設定した暗証番号
- ※電子証明書の発行・更新当日は、e-Taxやコンビニ交付サービス、健康保険証など利用できないサービスがあります。

■電子証明書に関する問い合わせ

- マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

☎総合窓口課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2230

**【2月28日(火)まで】
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金**



対象の方で給付金を受給していない場合は、申請が必要です。忘れずに申請してください。

■ひとり親世帯分

《対象者》 ※下記のいずれかに該当する方

- 公的年金を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない、または児童扶養手当を申請していない方
- 所得制限限度額を上回っていたため令和4年4月分の児童扶養手当を受給しなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響で直近の収入が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準になった方

■ひとり親以外の世帯分

《対象者》

令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合、20歳未満)の児童を養育している方で、下記のいずれかに該当する方

- 令和4年度の住民税が非課税の方
- 令和4年度の住民税は課税であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

《支給額》 5万円/児童1人

《申請期限》 2月28日(火)

☎子育て支援課 児童福祉係
☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

相続登記が義務化されます



所有者不明な土地が、公共事業、災害復旧を妨げたり、近隣へ悪影響を及ぼすことがあります。このような問題を解決するため、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。相続で不動産を取得した方は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

土地や建物の不動産を相続登記していない方は、義務違反とならないよう注意してください。

※令和6年4月1日以前の相続にも適用されます(令和6年4月1日から3年以内に申請をする必要があります)。

☎広島法務局 不動産登記部門
☎082-228-5201

**都市計画マスタープラン
皆さんの意見を募集します**



本市が策定を進めている「安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」についての意見を、市民の皆さんから広く募集し、頂いた意見を考慮して計画を決定します。

頂いた意見に対する市の見解は、後日市ホームページなどで公表します(個人情報は公表しません)。

《募集期間》

2月8日(水)~28日(火) ※必着

《応募対象者》

- 本市に住み票がある方
- 本市に在勤、在学している方
- 計画の内容に利害関係がある方

《応募方法》

郵送またはFAX、メールで送信していただくか、直接窓口へ提出してください。

※「安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」の内容や、応募の詳細は市ホームページを確認してください。

☎政策企画課 企画調整係
☎お太助フォン 42-5612 ☎42-4376

**【1年間限定】
空き家解体補助金補助額引き上げ**



市では、近隣の住環境を改善することを目的に、老朽化した空き家の解体に係る補助金を交付しています。令和5年度は1年間限定で補助額を引き上げますので、不要な空き家を所持している方は、令和5年度中の解体を検討してください。

《補助金額》

改正前(3月31日まで)	改正後(4月1日から)
解体費用の1/3 (上限:30万円)	解体費用の1/2 (上限: 60万円)

《引き上げ期間》

令和5年4月1日(土)~令和6年3月31日(日)

☎管理課 住宅係
☎お太助フォン 47-1201 ☎47-1206